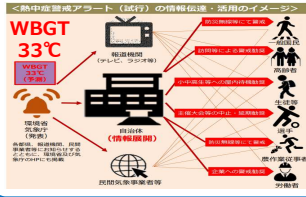


熱中症に関する政府の取組の概要

1. 気象情報の提供、注意喚起

熱中症警戒アラート（試行）の発表（環境省・気象庁）



気温の観測・予測情報の提供、注意喚起（気象庁）

暑さ指数の情報提供（環境省）

2. 予防・対処法の普及啓発

熱中症予防強化月間の設定（関係省庁連絡会議）

日常生活における対策（厚生労働省、環境省、気象庁）

学校現場における対策（文部科学省）

職場における対策（厚生労働省）

農業現場における対策（農林水産省）

広報活動における対策（環境省）

シンポジウムの実施（環境省）

関連施策：ヒートアイランド対策（国土交通省）

外国人旅行者を対象とした対策（観光庁）

3. 発生状況等に係る情報提供

熱中症による救急搬送状況等（消防庁）

学校管理下における熱中症の発生状況等（文部科学省）

職場における熱中症による死傷災害発生状況（厚生労働省）

熱中症による死亡者数（厚生労働省）

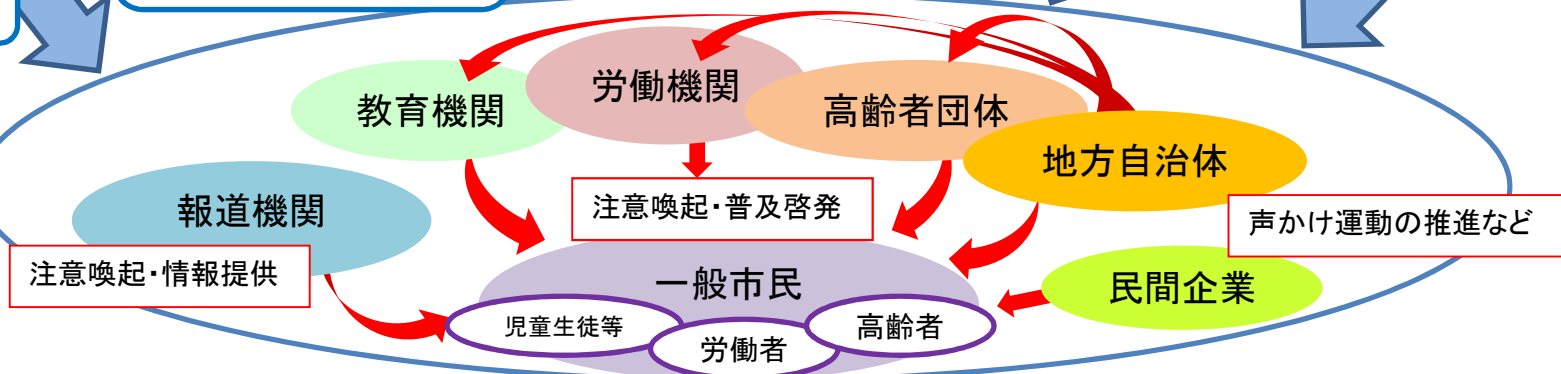
4. 調査研究等の推進（環境省）



報道機関等への情報配信など

マニュアル、ポスター、パンフレット、カード等の配布

ホームページ上での公開



注意喚起の徹底、予防・対処法の普及啓発の推進